

令和7年度第2回光警察署協議会会議録

開催日時	令和7年10月10日（金） 午後3時00分から午後4時20分までの間	
開催場所	光市中央2丁目1番14号 光警察署3階 大会議室	
出席者	公安委員	弘永公安委員
	協議会	平田委員、富谷委員、長田委員、北村委員、田中委員 市山委員、山田委員 計7名
	警察署	署長、次長、警務課長、会計課長、生活安全課長、地域課長 交通課長、警備課長 計8名
議題	1 業務説明 2 協議 「情勢に応じた合理的な交通規制の実施及び良好な自転車交通秩序実現のための取組」	
1 会長挨拶	<p>本日はご多忙の中、委員各位におかれては、令和7年度第2回光警察署協議会にご出席いただき、厚くお礼申し上げます。</p> <p>光警察署の皆様には、署長をはじめ、幹部・署員の方々に平素から光市、熊毛地区の安心・安全を確保するため、献身的に活動していただき心から感謝申し上げます。</p> <p>また、本日は、山口県公安委員会から弘永公安委員に参加をいただいているので、活発な意見交換ができれば良いと思う。</p> <p>本日は「情勢に応じた合理的な交通規制の実施及び良好な自転車交通秩序実現のための取組」が協議事項である。</p> <p>交通問題は、我々市民にとって身近な問題であるが、交通規制の在り方については、良く分からないことが多いというのが実情だと思う。</p> <p>信号機や横断歩道の設置要望も多いと思うが、我々市民が感じていることと、実際の交通量などとは違いもあるので、交通規制の見直しなど、警察がどのような</p>	

取組をしているのか、説明を聞いた上で意見を発表していただきたい。

自転車については、道路交通法が改正され、ながらスマホや酒気帯び運転の取締りが強化され、山口県内でも県職員が自転車の酒気帯び運転で罰金刑となったとの報道もあった。

また、来年4月から自転車の利用者も交通反則通告制度の対象になるとのことなので、警察がどのような取組をするのか説明を聞いた上で、市民に周知するための良い方法など、我々の視点から何をどうすればいいのか、英知を結集して協議していきたいので、忌憚のない提言をお願いする。

2 署長挨拶

(省略)

3 公安委員挨拶

本日は、光警察署協議会に同席させていただくこととなった。よろしく願います。

私ども公安委員会は、県知事に任命された3名の民間人で構成されており、県警察を管理監督する立場にある。

公安委員会の活動を少し紹介すると、警察本部で定期的に行っている定例会議において、警察本部長などから主要案件について報告を受け、それに対して意見を述べるなど、県警察の運営に関し、広い視野での管理を行っている。

また、各警察署において、警察署長から管内情勢についての報告を受けるとともに、交番や駐在所を訪問し、勤務員やそのご家族から直接お話を伺うなど、様々な活動を行っている。

さて、警察署協議会については、公安委員会の委嘱により、現在、県下で155名の方に活動をお願いしている。

警察署協議会制度は平成13年に始まり、24年を経過したところであるが、管内にお住まいになられ、あるいは管内で働いておられる皆様方から地域の実情に即した御意見や御提言をいただき、警察署の業務運営に反映させていくという大変貴重な場である。

本日の会議においても、地域や団体の代表として、日頃から光警察署の活動について感じておられることなど、忌憚のない御意見や御提言を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、光警察署協議会の益々のご発展と、ご列席の皆様方のご健勝、ご多幸を心から祈念して、私からの挨拶とさせていただきます。

4 業務説明(署長)～令和7年9月末現在の業務推進状況

(1) 刑法犯認知・検挙状況

- (2) うそ電話詐欺認知・検挙状況
- (3) SNS型投資詐欺・ロマンス詐欺認知・検挙状況
- (4) 警察安全相談受理状況
- (5) 遺失届・拾得届取扱い状況
- (6) 110番件数
- (7) 交通事故発生状況

5 諮問事項

(1) 諮問事項説明

情勢に応じた合理的な交通規制の実施及び良好な自転車交通秩序実現のための取組について、交通課長が説明した。

(2) 協議

(委員)

光市室積地区は、国道188号の直線が非常に長く、横断歩道と横断歩道の間隔も長い。一昨年、国道を自転車で横断していた高齢者の方が前方不注意の車両にはねられ、亡くなっているが、高齢者の方も自転車運転のマナーが良くないと感じるので、室積地区の国道188号に横断歩道か、押しボタン式信号を増設することはできないだろうか。

室積新開地区から光市青年の家までは信号機が1基もない。また、戸仲交差点から千坊台団地入口の間には横断歩道がない。信号機または横断歩道の数の見直しをお願いする。

(交通課長)

信号機のない横断歩道の設置は非常に難しい。交通の安全と円滑のバランスをうまく取りながら設置していくことになる。規定上、信号機の設置間隔は、市街地だと100m以上となっている。

(委員)

高齢者の方で運転免許を返納する方が増えている。高齢者の方は、地域の会合等のいろんな行事で集まることが多いので、会合に警察が出向いて、今回の法改正について分かりやすく説明してほしい。うそ電話詐欺被害防止の防犯指導と併せてお願いする。

(交通課長)

当署としては、交通安全教育をさらに推進したいと考えており、署員をそうした会合に派遣して周知を図りたい。

(委員)

国道2号の勝間駅付近にある歩道橋が設置された交差点のことだが、勝間小学校方向に向かう車線に右折レーンを設けることはできないだろうか。

難しいと思うが、右折レーンがないことにより、国道2号の渋滞の原因となっ

ているので、何とか検討いただきたい。

(交通課長)

右折専用レーンを設けるとなると、道路管理者との協議が必要となるので、道路管理者への働きかけも検討する。

(委員)

交通ルールの変更について、高齢者の方はどのように対応すれば良いのか。

私達が小学生の頃は、学校で自転車の乗り方やルールについて学んでいたが、高齢者の方は自転車の乗り方や交通ルールを習う機会がなかったのか、道路の左端ではなく、車道の真ん中を自転車で走っている姿を見かける。高校生や子供達であれば、クラクションを鳴らせば安全な場所に避けてくれるが、高齢者にクラクションを鳴らすと、驚いて転倒してしまうのではないかと心配になる。このような場合、仮に自転車との接触による交通事故にならなかったとしても、転倒など、何かあれば車の運転者の方が責任を問われることになる。

警察の方は、公民館等での会合や広報、講習を通じて、高齢者の方に交通ルールの周知をしていただきたい。高校生は学校で習うが、高齢者の方は、ルール変更を知る機会がない。

これには予算や費用が関係するため、簡単には出来ないかも知れないが、検討をお願いします。

(署長)

高齢者の方については、本職が見ていても危険だと感じることもある。全ての方に「危ないですよ」と指導してあげられるわけではないが、高齢者の方が集まる場に出向く機会があれば、我々としても積極的に出向いて行き、窃盗や振り込め詐欺、交通ルールについてお話ししていきたいと考えている。

(委員)

先程、交通課長の説明を聞き、交通規制の見直しについていろいろ知ることができた。今まで交通規制は交通安全のために必要であっても、信号機や横断歩道などの規制は、車にとって不自由が増えるばかりだと感じていた。

今回、警察が実態や現実に対応されていることを初めて知ったが、その取組を適切なタイミングで地域の方に情報提供していただき、地域の方の意見も参考にしながら、「町の安全が守られる」「より効率的に安全な空間が作れる」とアピールすれば、地域の方も交通規制について、より納得出来るのではないかなと思う。また、「歩行者が横断歩道にいたら止まりなさい」と警察が広報しているが、現状では、車の運転者にはよく指導されているが、歩行者についてはどうだろうか。

例えば、歩行者が横断歩道を渡るわけでもなく、横断歩道のそばに立っているような場合、車の運転者からすると歩行者が横断歩道を渡りたいのか困惑してしまう。歩行者に対しても、横断歩道を渡るべきときには渡るように指導・広報していただければ、交通規制もよりスムーズに推移すると思う。

私も高校生の子供を持つ保護者であるが、自転車の交通反則切符適用については、この協議会で初めて知ったので、市民に対し、広報を通じて周知徹底を図っていただきたい。また、「これは違反である」と伝えることにより、交通の安全を守る抑止力につながると思うので、教育現場にも情報提供をしていただきたい。

自転車の利用者は、必ず自転車販売店と関わると思う。私の子供も、自転車販売店で自転車を購入したが、販売店の方から、防犯登録の手続のほか「必ず保険加入してください。加入しないなら販売できません。」と言われた。自転車のルール改正について、自転車販売店とタイアップして広報や情報提供に取り組んでいただきたいと思う。

(交通課長)

警察庁では、自転車のルールブックを発行しており、今回委員の皆さんに配布しているものが、概要を記載したペーパーである。

ルールブックはページ数も多く、全て読むのは大変であるが、このようなペーパーを、学校や自転車販売店に配布し、交通反則通告制度についての周知に取り組んでいるほか、市民の皆さんにも広報チラシを配布して周知を図っている。

(委員)

自転車のルール、マナーについては、子供だけでなく大人にも十分に周知されていないと感じている。先程横断歩道の話が出たが、運転中に横断歩道の前で歩行者の横断を待っていると「お先にどうぞ」と言われることも多い。そのような場合、車が歩行者の横断を待たずに通行しても良いのだろうか。

(交通課長)

委員の言われたケースであれば、明らかに横断の意思がないと判断して通行しても問題ないと考えられる。山口県警察では、横断歩道ハンドサイン運動を継続して推進しており、情報発信にも取り組んで、歩行者と運転者がお互いにハンドサインを出すよう促しているところである。

(委員)

高齢者の方が横断歩道のそばで手を挙げていても、止まらない車を見かけるが、運転者に対してどのように指導して行けば良いのだろうか。

(交通課長)

警察が出来ることとして、まずは、そのような違反者を認めた場合は取り締まる

こと、次に安全教育であると考える。

横断歩道のそばで手を挙げた人がいる場合、車は横断歩道の前で停止しなければならない。このことは、自動車学校で必ず習うことだが、運転免許を取得して長い時間が経つと忘れられてしまうため、反復して広報することが一番大切であると思う。

ただし、現状では広報が十分に行き届いていない点もあると思うので、引き続き注力していく。

広報には即効性がないため、長い目で見ていただきたいが、運転者は、一度でも違反で取締りを受けると、歩行者が横断歩道を渡ろうとしていれば、横断歩道の前で停止するようになると思うので、取締りと広報の両輪で取り組んでいく。

(委員)

来年、団地内の道路は30 km/h規制となり、取締りの対象となると聞いているが、どういうものだろうか。

(交通課長)

来年9月からの見込みだが、中央線のない道路は、法定速度が60 km/hから30 km/hに引き下げられる計画があり、委員が言われる30 km/h規制は、そのことを指すのではないだろうか。

生活道路における取締りは難しいが、可搬式オービスを使用し、速度取締りを進めていくことになると思う。

(委員)

従来から、自治会で30 km/h等の看板を自主的に作成しているが、速度標識を設置してもらうことはできるのだろうか。

(交通課長)

今後、中央線のない道路は、標識がなくても30 km/h規制となっていくので、標識は設置せず、逆に減っていくことが考えられる。どうしても必要な箇所には、30 km/hの路面標示や標識を設置することがあるかも知れないが、基本的に、法定の規制ならば設置する可能性は低い。既に設置されている標識を、来年9月から一斉に撤去するのではなく、徐々に減らしていくものと考えている。

(委員)

交通ルールの改正について、我々はどこで知れば良いのだろうか。

(交通課長)

現在、警察としても様々な機会に広報に取り組んでいるところである。

(委員)

先程可搬式オービスの説明があったが、果たしてそれを違反の取締りを目的に使

用するのか、交通の安全確保を目的に使用するのか、少し疑問に感じている。

使用目的の一番の理由は、交通事故を起こさないためという解釈で良いのだろうか。

(交通課長)

そのとおりである。

(委員)

そうであれば、もう少し別のやり方があるのではないだろうか。

(交通課長)

基本的に、可搬式オービスは、住民の方から「車の速度が速くて危険である」という意見や要望があった地区で運用している。

(委員)

パトカーや警察官を配置した場所で、スピードを出す人はいないと思う。それで交通の安全を確保するという目的が達せられるのであれば、交通取締りをする必要性はあるのだろうか。

(交通課長)

先程説明した横断歩行者妨害とも共通する話だと思う。これは私見であるが、パトカーがいれば速度を出さないのは、委員のご指摘どおりである。しかし、それ以外にも警察でしか出来ない交通指導取締りを受け、一度でも反則金を納付すれば、より取締りに対する警戒の度合いも強まるものと考えている。警戒活動と取締りは車の両輪だと理解していただきたい。

当然、警察は取締りだけをしているのではなく、自転車についても警告票を交付して、交通ルールの広報啓発に努めているところである。決して取締り一辺倒ではないというところをご理解いただきたい。

(委員)

私は現在、年齢を重ねてゴールド免許で車を運転しているが、若い世代ほど取締りを受けると反発心が起こりやすいのではないかと。

先程他の委員も言われていたが、取締りのほかに方法はないのだろうかという疑問に思うことがある。

取締りに対する反発心から警察との関係が微妙なものになるという話も聞く。「ルールだから止まりなさい」ではなく、「交通安全を守ることによって事故が減る」「危ないから赤信号で止まりなさい」という指導の方法であれば、住民も受け入れやすいのではないだろうか。

(交通課長)

事故が多発する場所において、パトカーが駐留警戒を行うことは当然ある。警察

としては、様々な方法で交通事故防止のための取組を推進している。先程も話になったが、まずは教育が重要である。

小さい頃からの教育が大切であるが、大人になるにつれ、交通安全教育の機会が少なくなる。可能な限り交通安全教育の機会を増やしていく必要があると考えているので、警察としても機会を増やすように努めていく。

(委員)

交通ルールの周知について、今回のルール改正は私自身も知らなかった。私にも高校生の子供がいるが、子供達は、今回のルール改正について知っているのだろうか。

(交通課長)

ルール改正のチラシは、各高校に配布している。また、ルールブックについても、インターネット等で掲載されているほか、教育委員会を通じて各高校に配布されている。

当署管内の聖光高校では、各クラスの掲示板にチラシを貼付しているほか、光高校でも、チラシを貼付していると聞いている。

(委員)

交通事故も怖いですが、交通取締りを受けて反則金を納付するとなると、経済的に厳しいものがある。

私のように、交通ルールの改正を知らない保護者もいると思うし、高校生ともなると、友達が交友関係の中心となり、親とのコミュニケーションも少なくなりがちであるので、幅広い周知をお願いしたい。

(委員)

資料には、信号無視の反則金6,000円とあるが、子供が違反した場合、反則金は誰が払うのだろうか。

(交通課長)

子供が違反をすれば、現実的には親が反則金を支払うことになると思われる。

(委員)

親からすると、子供のしたことなので法律的には親が反則金を払わないといけないということなのだろうか。経済的な理由で「私は払えない」と言われた場合はどうするのだろうか。

(交通課長)

警察から「誰が払いなさい」と言うことはない。そうした場合、反則金を払ってもらえるように保護者に連絡することになる。

(委員)

現実的には、反則金を払えないという人も多いのではないか。

(署長)

来年4月には、改正道路交通法が施行されるが、決して「反則金を払わないで済むように」ということではなく、委員からのご指摘を踏まえて、住民の方々に改正点の周知と理解を得るための働きかけを行っていく。

(委員)

「罰があるからルールを守りなさい」というところには矛盾を感じる。

(交通課長)

法律を遵守していただくために罰則がある、というのが基本的な考え方であるが、資料にあるように現行の自転車に対する交通指導取締りは、あくまで警告ベースである。

本当に危険な、ながらスマホ等の違反は検挙するが、まずは指導、警告が基本であることをご理解いただきたい。実際に交通違反を犯すと、反則金は、ながらスマホが一番高額である。自分の子供が違反すれば、親としても困り、反則金を払うのは親になるため、委員が懸念されることは理解できる。

(委員)

法律をよく知らない方が多くおられると思うので、新しいルールの施行までに、警察には十分な広報をお願いしたい。

6 諮問事項以外の意見・要望

(委員)

窃盗事件についてであるが、最近窃盗犯が検挙されたニュースを見た。以前、室積地区において、かなり窃盗事件が発生していたが、その際、広報で注意喚起できないだろうかという意見を出した。

地域の方との井戸端会議で「〇〇地区で窃盗事件が発生したのに、何故、警察で注意喚起しないのだろうか。」と話題になったことがある。交番の広報紙や回覧板で注意喚起の広報はできないだろうか。

(署長)

室積地区で窃盗事件が続けて発生していたことは承知しており、交番勤務員による巡回連絡や、付近のパトロールの際に広報は実施しており、一定の効果は見られたものと認識している。

ただし、捜査の進捗との兼ね合いがあり、広報が十分でないところはあったと思う。出来る対策については講じていき、住民の方々が不安を感じる点については、気を配って不安の解消に努めていきたい。

7 公安委員講評

協議会委員の皆様には、本年度協議会委員の委嘱を引き受けていただき感謝する。

本日の協議を拝見したが、委員の皆様が活発に意見を出されていることに驚いた。マイクを使用せず、大きな声で率直な意見を出されており、警察の方にとっては耳の痛い、答えにくい部分もあったと思うが、誠実に、タイミングの良い返答をされていた。他署ではなかなか見られない光景であったと思う。

時間配分についても、丁度良かったと思う。協議の中で委員が発言されていたが、交通ルールの変更をどこで知れば良いのかという疑問は、一市民としてもっともであると思う。

自転車の反則切符の件は、新聞には詳しい記事が掲載されていたが、最近新聞を読まない方の割合も増えており、浸透には少し時間がかかるかも知れないと感じている。高校生が今回のルール改正についてどの程度知っているかという点、多くの方は知らないのではないだろうか。高校等で厳しい先生方にしっかり指導していただければ、記憶に残るかも知れないが、特に「ながらスマホ」に関しては、高校生に十分指導し、注意喚起しなければ、うっかりとしてしまうのではないかと危惧している。

本日のテーマに沿って私なりに考えたが、交通規制の標識や信号機については、皆様にもご理解いただいていると思う。しかしながら、県全体では人口が減少しており、それに伴い県警察の体制も縮小せざるを得ず、必要なところに資源を配分する時代に入っている。警察の方でも、住民説明は十分にいただいていると思うが、住民の理解と協力を得られるよう、引き続き説明を尽くしていただきたい。

今後も活発な協議会活動が行われるよう、皆様のご協力をお願いします。

8 次回開催予定

次回の会議日程については、別途、調整することとした。

令和7年10月10日

令和7年度第2回光警察署協議会
資料

光警察署協議会

1 効果的な犯罪抑止対策の推進状況

(1) 刑法犯認知・検挙状況

	光警察署					山口県内	
	R 4	R 5	R 6	R7. 8	前年同期比	R7. 8	前年同期比
認知件数	139	118	96	59	-19	3,146	+40
検挙件数	78	81	86	37	-36	1,634	+86
検挙人員	42	45	43	32	-5	1,227	+111
検挙率(%)	56.1%	68.6%	89.5%	62.7%	-30.9%	51.9%	+2.1%

【特徴】

- 認知数、検挙件数ともに減少傾向
- 主として窃盗犯（万引き、さい銭ねらい等）の認知・検挙件数が減少

(2) うそ電話詐欺認知・検挙状況

	光警察署					山口県内	
	R 4	R 5	R 6	R7. 8	前年同期比	R7. 8	前年同期比
認知件数	2	1	0	1	+1	108	+39
被害額(万円)	1,156	200	0	130	+130	37,721	+7,742
検挙人員	1	1	0	0	0	15	+7

【特徴】

- 依然として警察官騙りの詐欺が多発
- 通信アプリのビデオ通話機能を使用し、偽造逮捕状を示しての詐欺が急増

(3) SNS型投資詐欺・ロマンス詐欺認知・検挙状況

	光警察署			山口県内	
	R 6	R7. 8	前年同期比	R7. 8	前年同期比
認知件数	2	1	+1	57	-13
被害額(万円)	3,689	1,201	1,042	34,424	-24,394
検挙人員	0	0	0	5	+5

【特徴】

- 年代に関係なく被害対象
- 投資詐欺では偽アプリを使用して偽データで信用させるほか、少額利益還元、段階的多額投資の持ち掛け、手数料名目の振込み等による手口が増加

2 警察安全相談の対応状況

	光警察署					山口県内	
	R 4	R 5	R 6	R7. 8	前年同期比	R7. 8	前年同期比
受理件数	997	1,088	1,154	1,080	+379	27,515	+4,414

【特徴】

- 相談件数のうち生活安全関係が約8割
- 国際電話等からの警察官騙りの詐欺電話に関する相談が多数

3 地域警察活動の推進状況

◆ 110番対応状況等

	110番件数				
	R4	R5	R6	R7.8	前年同期比
山口県内	78,424	83,671	87,561	57,568	+58

【特徴】

- 8月末現在の山口県内の110番通報は57,568件、前年同期比58件の増加
- 通報内容では、交通関係の通報が最も多く、全体の32.2%

4 交通事故抑止対策の推進状況

◆ 交通事故発生状況

	光警察署					山口県内	
	R4	R5	R6	R7.8	前年同期比	R7.8	前年同期比
人身事故件数	96	77	89	44	-16	1,475	+119
負傷者数	118	93	101	47	-23	1,766	+160
死者数	1	3	2	0	-2	20	-8
物損事故件数	1,204	1,341	1,317	823	-27	24,583	+145

【特徴】

- 光署管内では8月末時点、死亡事故の発生はなく、人身事故等も減少
- 県内では、死者数は減少しているが、それ以外は増加傾向

5 遺失届・拾得届取扱い状況

	光警察署					山口県内	
	R4	R5	R6	R7.8	前年同期比	R7.8	前年同期比
遺失届件数	1,108	1,139	1,146	750	-4	20,158	-152
拾得届件数	5,750	5,820	6,640	4,732	+328	130,143	+3,475

【特徴】

- 拾得届取扱件数は増加傾向
- マイナンバーカードの拾得が増加傾向



令和7年10月10日

【令和7年度第2回光警察署協議会】

情勢に応じた合理的な交通規制の実施及び
良好な自転車交通秩序実現のための取組



情勢に応じた
合理的な交通規制の実施



山口県警察本部
交通部交通規制課



交通実態に即した 交通規制の実施

交通規制の見直しと更新



時代とともに変化する
道路交通環境



- ①交通規制は現場の実態に適合しているか？
- ②道路標識・道路標示は適切に管理されているか？

実際の事例

交通実態に
合っていない

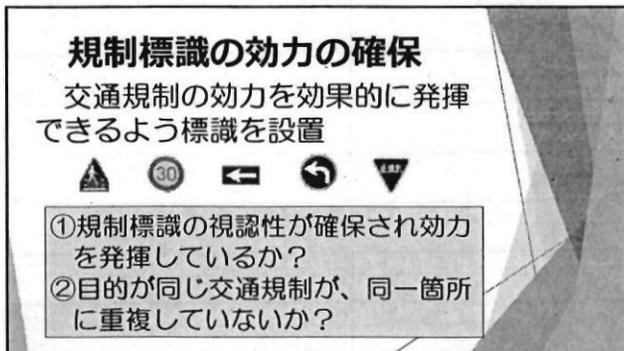
歩行者用路側帯（白色の二重線）
車両は、路側帯の通行、駐停車をしては
ならない



路側帯の標示も大半が消えてしまっている







実際の事例

指定方向外進行禁止 + 一方通行
 同じ意味の交通規制が、同じ場所に
 重ねがけされている不合理な状態

指定方向外の規制は
 あまり意味がない！



規制効力の向上に関する取組

高輝度反射標識

視認性向上！
 規制効力を発揮



・夜間の視認性が大幅に向上
 車のヘッドライト等の光が当たると、再帰性反射により、
 標識が明るく見えるため、夜間も視認性・効力を確保できる

③



交通実態の調査・分析

合理的な交通規制の実現

かつて必要とされた交通規制が
いまでも必要とされているか



- ①小中学校、病院などが移転・閉鎖して
いないか？
- ②道路改良工事などによる交通環境・交通
流量の変化はないか？

実際の事例

小学校の閉校・交差点の道路改良など
閉校や道路改良によって生じた交通事情の
変化などを調査・分析して、必要性を判断

これから先も
必要になるかな？



調査・分析結果を踏まえた合理化

広幅員道路の開通・道路拡幅の実現に伴い、
交通環境・交通流量が変化！



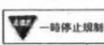
・道路改良により道路が拡幅され、規制を解除
解除後も調査・分析を行い、交通規制がなくとも通学児童や
通行車両の安全が十分に確保されていることを確認

4



**交通規制の
見直しポイント**

(例) 一時停止・指定方向外進行禁止
主従関係が明らか・規制内容が重複している
など、通行方法が明確かどうか




どちらが優先か
一目瞭然

優先関係が明白な交差点や、
丁字路の突当り など




規制内容が重複

同所に車両進入権限 (同じ目的
の規制) がある など

(例) 信号機・横断歩道
交通量や横断需要が少ないなど、利用実態が
見直すべき一定の基準を下回っていないか




利用実態が
ほとんどない

交通量・横断者が少ない
通学路ではない など




車の通いが少ない
渡る距離が短い

交通量・横断者が少ない
横断距離が短い など

良好な自転車交通秩序実現のための取組

～自転車の正しい交通ルールの周知～



山口県警察本部
交通部交通企画課

- 1 自転車の交通事故情勢
- 2 情勢を踏まえた取組状況
- 3 今後の課題



1 自転車の交通事故情勢

県内の交通事故発生状況(過去5年)

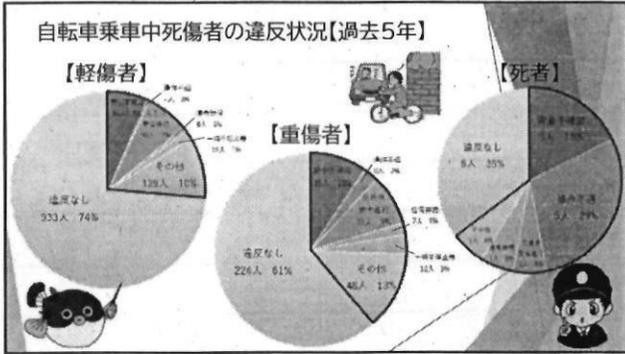
区分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	合計
発生件数	2,641	2,458	2,261	2,269	2,152	11,781
うち自転車 (構成率)	365 (13.8%)	349 (14.2%)	340 (15.0%)	291 (12.8%)	295 (13.7%)	1,640 (13.9%)

※ 自転車の死者数 過去5年～17人(R6～3人)

管内の交通事故発生状況(過去5年)

区分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	合計
発生件数	135	111	96	77	69	508
うち自転車 (構成率)	18 (13.3%)	16 (14.4%)	9 (9.4%)	6 (7.8%)	13 (14.6%)	62 (12.2%)

※ 自転車の死者数 過去5年～2人(R6～0人)



2 情勢を踏まえた取組状況

改正道路交通法関連（※令和6年11月1日施行）

① 携帯電話使用等

態様～スマートフォンなどを手に保持して、自転車に乗りながら通話や画面を注視する行為（いわゆる「ながら運転」）

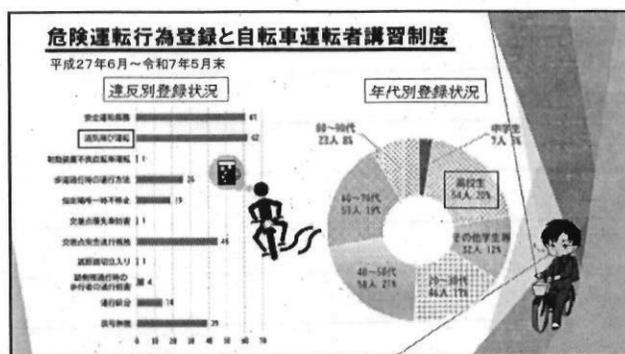
罰則～6月以下の拘禁刑又は10万円以下の罰金
1年以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金（交通の危険を生じさせた場合）

② 酒気帯び運転

態様～従来の酒酔い運転のほか、酒気帯び運転に罰則が新設
酒類提供や同乗、自転車の提供にも罰則あり

罰則～3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金（自転車運転者及び自転車提供者）
2年以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金（酒類提供者及び同乗者）

221件検挙（県内）
R6.11～R7.9



改正道路交通法関連
(※令和8年4月に施行)

① 自動車等が自転車等の右側を通行する場合(側方通過時)におけるそれぞれの通行方法

同一の方向に進行する自動車等対自転車事故のうち自転車の右側面が接触部位の事故割合は増加傾向(令和4年は53%にまで増加)

車道における自動車等と自転車等の側方接触を防止するため新たな義務として、自動車等が自転車等の右側を通過する場合において両者の間に十分な間隔がないとき、

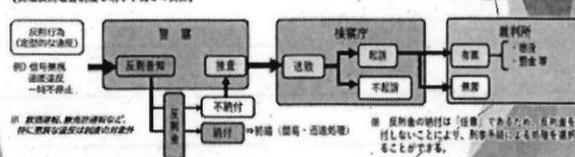
自動車等 自転車等との間隔に応じた安全な速度で進行
自転車等 できる限り道路の左側端に寄って通行



改正道路交通法関連
(※令和8年4月に施行)

② 自転車等に対する交通反則通告制度(青切符)の適用

【交通反則通告制度と刑事手続との関係】



反則行為(法定的な違反)
例) 信号無視、速度違反、一時不停止

警察
反則告知
検察庁
送致
不起訴
裁判所
罰金
懲役
禁錮等

交通反則通告(青切符)は「任意」であるため、反則金を納付しなかったことにより、刑事手続にともなう検束を受けることができる。

教職員・小学生に対する取組

教職員対象自転車指導者研修会

研修会で、各学校の交通指導担当者等の指導能力を向上させ、担当者等から生徒への継続的・反復的な交通指導を実施



交通安全子供自転車山口県大会の開催

自転車競技を通じ、自転車の安全走行に関する知識・技術を身に付けさせ、交通安全の興味と関心を高め習慣化を図るもの



自転車利用の多い中・高・大学生に対する取組

少年セーフティリーダーズ活動

中・高・大学生の有志である少年セーフティリーダーズが主体となり、同世代に対し交通事故防止等と呼び掛けるもの



自転車安全利用モデル校等の委嘱

生徒主体による交通事故防止対策への積極的な取組がなされている学校に委嘱し、県内の学生や地域住民に模範を示すもの

全年齢層を対象とした取組

自転車指導啓発重点地区・路線における広報啓発活動

自転車関連事故が発生する等、自転車交通秩序の実現が必要な地区・路線を選定し、街頭キャンペーンや交通指導取締りを実施



高齢者を対象とした各種交通安全教室

地域の会合や介護予防事業等のあらゆる機会を通じた交通安全教育のほか、本部移動教室班による参加体験型の交通安全教室を実施

XやYouTubeなどのSNS等を活用した情報発信

自転車のアレコレ
～ Part 1 ～

山口県警察



3 今後の課題

- ① 交通安全教育技能の向上
- ② 交通安全教育受講機会の少ない世代への教養・ルールの周知
- ③ 自転車等に対する交通反則通告制度（青切符）の適用に向けた諸対策



協議会委員の皆様への諮問事項

- ① 信号機など交通規制の見直しについての地域住民への説明・広報の在り方
- ② あらゆる世代に対する自転車の交通ルール周知に向けた効果的な取組

より実効性のある取組について、ご提言をお願いします。



令和7年度第2回光警察署協議会